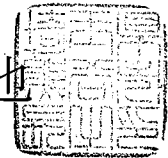


熊谷市居宅サービス等利用者負担軽減事業
実施要綱の一部を改正する告示を次のように
定める。

令和 8 年 6 月 30 日

熊谷市長 小 林 哲 也



熊谷市告示（甲）第19号

（別紙）

熊谷市居宅サービス等利用者負担軽減事業実施要綱の一部を改正する告示

熊谷市居宅サービス等利用者負担軽減事業実施要綱（平成28年告示（甲）第14号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条第2号中「80万9千円」を「82万6,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条及び第3条第2号の規定は、この告示の施行の日以後の利用に係る利用者の所得について適用し、同日前の利用に係る利用者の所得については、なお従前の例による。